

産前産後期間相当分の 国民健康保険税が減額されます！

対象となる方・受付期間

- ・令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
- ・妊娠85日(4か月)以上の出産が対象です。
(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます。)
- ・出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の減額方法

- ・その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月(又は出産月)の前月から出産予定月(又は出産月)の翌々月(以下「産前産後期間」といいます。)相当分が減額されます。

	3か月前	2か月前	1か月前	出産予定月	1か月後	2か月後	3か月後
単胎の方							
多胎の方							

- ※産前産後期間相当分の所得割額と均等割保険税が年額から減額されます。
- ※多胎妊娠の場合は出産予定月(又は出産月)の3か月前から6か月相当分が減額されます。

- ・令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月

- ※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。
(軽減対象期間が令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。)

- ・保険税を再計算し、納めすぎになった場合、保険税は還付されます。

届出に必要なもの

- ・産前産後期間に係る東温市国民健康保険税減額届出書
- ・母子健康手帳など出産予定日や出産日を確認できるもの
(多胎妊娠の場合は、その状態が確認できるもの)
- ・届出者の本人確認書類と国民健康保険証

届出先

東温市役所 税務課 電話番号 089-964-4403